



IATF - 国際自動車産業特別委員会

IATF 承認取得・維持ルール

IATF ルール第 5 版 – 公式解釈集

IATF 承認取得・維持ルール IATF 16949 対応 第 5 版（「ルール第 5 版」）は 2016年11月に発行され、2017年1月1日から有効となっている。以下の「公式解釈」は IATFによって決定され、承認されたものである。特に示されていない限り、公式解釈は発行をもって適用とされる。

改訂箇所は**青字**で表示されている。

公式解釈はルール又は要求事項の解釈を変更するものであり、それ自体が不適合の根拠となる。

- SI 1 2017年6月発行，2017年7月1日から有効。
- SI 2 - 5 2017年10月発行，2017年10月1日から有効。
- SI 6 - 7 2018年11月発行，2018年11月12日から有効。
- SI 8 2019年10月発行，2019年11月1日から有効。
- SI 1 2019年10月改訂及び再発行，2020年1月1日から有効。



- SI 9 - 10 2020年5月発行, 2020年6月1日から有効。
- SI 2 2020年8月改訂及び再発行, 改訂事項は2021年1月1日から有効。
- SI 11 - 21 2020年8月発行, 2021年1月1日から有効。
- SI 11 & 14 2020年12月改訂及び再発行, 2021年1月1日から有効。
- SI 22 - 25 2020年12月発行, 2021年1月1日から有効。
- SI 2 2021年2月改訂及び再発行, 2021年3月1日から有効。
- SI 26-28 2021年2月発行, 2021年6月30日から有効。
- SI 9 & 10 2021年6月改訂及び再発行。
- SI 20 2021年6月改訂及び再発行, 2021年7月1日から有効。
- SI 29 2021年6月発行, 2021年7月1日から有効。
- SI 3 -4 2021年9月改訂及び再発行, 2022年1月1日から有効。
- SI 9 & 10 2022年2月改訂及び再発行。
- SI 29 2022年4月改訂及び再発行, 2022年5月1日から有効。
- SI 30 2022年4月発行, 2022年5月1日から有効。
- SI 31 2022年5月発行, 2022年6月1日から有効。**



番号	参照ルール	公式解釈
<p style="text-align: center;">1 改訂</p>	<p style="text-align: center;">IATF 16949 審査員の 申請プロセス 及び基準 4.2</p>	<p>審査機関は、IATF審査員資格認定プロセスに参加する新規審査員候補者を選定するためのプロセスを持つこと。推薦審査機関の契約事務所は、管轄IATF監督機関にIATF審査員資格認定プロセスへの参加承認及びアクセスのための各候補者の完全な申請書及び関係する推薦情報を提出すること。</p> <p>審査員候補者は次の選定基準を満たすこと。</p> <p>a) ISO 9001 審査を実施するために、ISO/IEC 17021及び管轄認定機関のルールに従って資格認定されている。</p> <p>b) 少なくとも6回、そのうち少なくとも3回は審査チームリーダーとして、製造業におけるISO 9001 第三者審査を行った経験がある。</p> <p style="padding-left: 20px;">注：自動車産業における第一者又は第二者のシステム監査の経験も考慮対象となり得る。</p> <p>c) 自動車産業コアツールの知識を有する。</p> <p>d) 自動車産業の製造 IATF 16949の適用性（条項1.0参照）を満たす 組織に在籍した過去15 10 年間の内、4 年間のフルタイムでの適切な実務経験（2 年間の品質保証及び／又は品質マネジメント業務の専従を含む）。¹</p> <p style="padding-left: 20px;">注：化学、電気又は金属製品における類似の適用範囲を持つ産業（例、航空宇宙、電気通信、鉄道、産業用オフロード車両、等）での経験も考慮対象となり得る。¹</p> <p>e) 新規審査員研修・評価プロセスに出席する前に、少なくとも2日間にわたる完全な IATF 16949 第三者審査（特別審査を除く）を、少なくとも1回観察する。²</p> <p>変更の理由：</p> <p>¹IATF 16949:2016 への移行を支援するべく、自動車産業審査員の増員のために緩和する。 (2017年6月発行)</p> <p>²新規審査員研修・評価プロセスへの出席前に、IATF認証制度に対する審査員の知識及び経験を増やす。(2019年10月修正)</p>

番号	参照ルール	公式解釈
<p style="text-align: center;">2 改訂</p>	<p style="text-align: center;">特別審査 7.2</p>	<p>審査機関は、次の理由で、認証された依頼者の審査を行うことが必要となることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - パフォーマンス苦情の調査のため（条項 8.1 a及び8.1.b 参照） - 依頼者の品質マネジメントシステムの変更に对应するため（条項3.2 参照） - 依頼者の生産事業所の重要な変更のため - 認証の一時停止の結果として（条項8.3 参照） - メジャー不適合に対して特定された是正処置の有効な実施の検証のため（条項5.11.4 参照） - 未解決だ—受容れられた²未解決だ³が100%解決とみなされた不適合に対して特定された是正処置の有効な実施の検証のため（条項5. 11.3 c 参照） - 実施された是正処置により、顧客パフォーマンス指数の達成が改善を示していることを検証するため¹ - 認証辞退の結果として（条項8.7 参照） <p>特別審査は中止しないこと。</p> <p>審査機関は、各特別審査について、特定された不適合も含めて（条項 5.9 参照）、書面による報告書を発行すること（条項 5.10 及び 5.11.4 参照）。²</p> <p>特別審査及び特別審査の理由は、審査終了会議から20暦日以内にIATFデータベースに入力すること。遠隔地支援機能の特別審査は IATFデータベースに入力しないこと。</p> <p>審査機関は依頼者に、これら特別審査の実施条件を事前に知らせること。</p> <p>変更の理由:</p> <p>¹依頼者が顧客パフォーマンス指数（すなわち、納入及び／又は品質）を達成していない場合に、あるいは、IATF OEM 特別状態の状況に起因して、審査機関が当該の依頼者にメジャー不適合を発行するという状況を、IATF は確認している。審査機関は依頼者の IATF 16949 認証を一時停止し、現地特別審査を実施する。この現地特別審査の間に、審査機関は特定された是正処置</p>

番号	参照ルール	公式解釈
		<p>の有効な実施を検証することができるが、当該の是正処置により顧客パフォーマンス指数の達成／実施へと至ったことを確認するだけの十分な時間が渡されていなかった。この新規要求事項により、審査機関には、顧客報告書／スコアカードに対する持続的な改善を検証するために、最初の特別審査の後、合理的な期間内に依頼者を再訪する、という柔軟な措置が与えられた。<small>(2017年10月発行)</small></p> <p>²100% 解決についての用語を、CARA で使用されているものと合わせた。</p> <p>各特別審査の審査報告を依頼者に発行することが要求されており、その特別報告書はIATF CARA (共通 CB 審査報告書アプリ) ツールを使用して作成されることが明確にされた。</p> <p>当初の SI には収められていなかった条項 7.2 の最終 3 段落が含められた。<small>(2020年8月発行)</small></p> <p>³運用上の変更により、最初の実語に戻す。<small>(2021年2月発行)</small></p>

番号	参照ルール	公式解釈
<p style="text-align: center;">3 改訂</p>	<p style="text-align: center;">初回資格認定プロセス 4.3.1</p>	<p>IATF 審査員資格認定プロセスへのアクセス許可が下りた後、新規審査員候補者は、必須 IATF 対面式² 初回資格認定プロセスの申し分ない修了によって、専門的力量を実証すること。初回資格認定プロセスを申し分なく修了した際、その審査員にはIATF 審査機関 審査員IDカードが発行され、¹ 審査員には IATF 審査員番号が発行され²、後援審査機関には資格証明書が発行される。この資格証明書の有効期限は2年間とされ、その間、この番号をもって² 審査員はその審査機関のために審査を実施することが正式に認められる。</p> <p>審査機関は、審査員が、最初の資格認定から60日以内にオンラインIATF審査員開発プロセスに入ることを確実にすること。¹</p> <p>変更の理由:</p> <p>¹ 審査員登録証の発行により資格認定が実証されるので、審査員カードと重複する。審査員候補者は現在、初回資格認定後 60日以内に IATF ADP に入るのではなく、対面式初回資格認定試験に先立ち IATF ADP に入るよう要求されている。</p> <p>² IATF 審査員番号の発行により、審査実施を開始するための権限レベルが提供される。</p>

番号	参照ルール	公式解釈
<p style="text-align: center;">4 改訂</p>	<p style="text-align: center;">資格認定 更新プロセス 4.3.2</p>	<p>審査機関は、初回資格認定から2年以内に、その審査員がオンラインIATF審査員開発プロセスの初回知識評価及び応用評価を完了していることを確実にすること。²</p> <p>資格認定更新プロセスを申し分なく修了した際、その審査員には新たにIATF 審査機関 審査員IDカードが発行され、¹ 後援 審査機関には資格証明書が発行される。審査員には IATF 審査員番号が発行され、この番号をもってこの資格証明書によって²、審査員はその審査機関のために引き続き審査を実施することが正式に認められる。</p> <p>変更の理由:</p> <p>¹ 審査員登録証の発行により資格認定が実証されるので、審査員カードと重複する。</p> <p>² IATF 審査員番号の発行により、審査実施を継続するための権限レベルが提供される。</p>

番号	参照ルール	公式解釈
5	支援機能 5.5	<p>審査機関は、審査対象となった各支援機能に関する情報（すなわち審査したロケーションの名称、審査実施日、審査員氏名、及び各審査員の審査工数）を、製造事業所の審査のコメント欄に入力すること。1つの遠隔地支援機能が2箇所以上の製造事業所を支援している場合、審査機関は1箇所の製造事業所のみ、この審査情報を入力すること。この情報は規定された様式で、英語で入力すること。</p> <p><i>変更の理由:</i></p> <p>審査機関間の一貫性を確実にするべく、また観察された現行のプロセスを効率化するべく、遠隔地支援ロケーションの審査内容を IATF データベースに入力するプロセスを明確にする。</p>
6	審査員資格の維持 4.5	<p>各審査機関は、各後援審査員の承認の継続あるいは拒否のためのプロセスを持つこと。このプロセスには次の規定を含めること。</p> <p>a) IATF審査員開発プロセスの監視及び管理、これには評価結果及び開発の進捗状況を含める。</p> <p>b) パフォーマンスの継続的監視及び測定、並びに継続的な開発。これには次を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 最終審査報告書の提出のタイムリーさ（条項 5.10 参照） - 依頼者の不適合の受容れ可能性に関する判定の含まれる最終審査報告書の提出のタイムリーさ（条項 5.11.3 参照） - 認証判定の結果（条項 5.12 参照）

番号	参照ルール	公式解釈
		<ul style="list-style-type: none"> - IATF 立会審査の結果 - 個々の不適合の分析 - 審査機関の内部立会監査の結果 - 審査後調査の結果 - 依頼者及びその顧客からのフィードバック <p>c) 最小審査回数及び審査工数に関する要求事項（条項 4.5.1参照）の達成。</p> <p>d) 最低CPD（継続的個人能力開発）時間（条項 4.5.2参照）の達成及び承認。</p> <p>e) すべての後援審査員に関する上記 a) から d) までの記録は、契約事務所で維持すること。</p> <p>パフォーマンスの受容れ可能な水準を達成していない、又は維持していない場合、審査機関は当該の審査員のパフォーマンスを改善するために、どのような処置を実施しなければならないかについて明確に規定すること。</p> <p>後援審査員に関連する不正な活動を発見した場合、審査機関は管轄の監督機関に通知すること。</p> <p>IATFはパフォーマンスを理由として、IATF審査員の資格に対して警告を出すことができ、また、この資格を一時停止、又は永久に取消することができる。このような場合、審査機関は直ちに当該の IATF 16949 審査員の使用を制限、又は停止すること。一時停止の間、IATF 16949 審査員は、いかなる IATF 16949 審査をも行ってはならない。IATF 16949 審査員の資格が取消される場合、当該の審査員は管轄の監督機関及び所属審査機関の両方によって無効とされること。</p> <p>変更の理由: 審査機関が所属審査員のパフォーマンスを監視し、測定するために使用しなければならない基準の改善のため、及び IATF 16949 審査員のパフォーマンスの受容れ可能な水準を定義するプロセスを要求するため。また、IATF 16949 有資格審査員のパフォーマンスに基づいて、又は不正な活動が発覚した場合、IATF は当該の審査員に対して制裁を科すことが可能であることを説明するため。</p>

番号	参照ルール	公式解釈
7	IATF 16949 認証取得資格 1.0	<p>「顧客指定の生産用部品」とは、自動車に必要な不可欠な部品と理解すること。この要求事項を満たしていないものの、これに含まれることになっている顧客指定の部品は、次のもののみである： 消火器、カージャッキ、フロアマット、取扱説明書、及び三角警告板、及び 反射ベスト。</p> <p>変更の理由: 三角警告板と同様に、ほとんどの国家規制/規格が、自動車に対して反射ベストを要求しているため。</p>
8	審査チームの編成 5.6	<p>審査機関は、3年の審査サイクルの各サーベイランス審査に参加する審査員を少なくとも1名、ステージ2審査チームから指名すること。</p> <p>注：サーベイランス審査のために異なる審査チームメンバーが指名された場合、審査員のローテーションが次のような状況によるのであれば、審査機関は管轄 IATF 監督機関からの承認を得る必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 審査機関の推薦の終了、退職、喪失 - ADP及びIATFデータベース内での審査員資格の失効 - 依頼者との利益相反 - 個人的問題（病気、死去、他） - 不可抗力 <p>変更の理由: 審査機関審査員と依頼者との間の利益相反のために審査員のローテーションが必要となる場合、監督機関は、特別承認プロセスを通じて通知を受けることを強く求める。</p>

番号	参照ルール	公式解釈
<p style="text-align: center;">9 改訂</p>	<p style="text-align: center;">まえがき</p>	<p>本書は IATF（国際自動車産業特別委員会）により策定発行²された。IATF オリジナルメンバーは次の自動車メーカー8社： BMWグループ、FCA US LLC¹、ダイムラーAG³、FCA イタリア Spa²、フォード・モーター・カンパニー¹、ジューリーグループ²、ゼネラルモーターズ、IVECO グループ³、ジャガー・ランドローバー（JLR）リミテッド¹、メルセデス・ベンツ・グループ AG³、ダグループ¹ PSA ダグループ、ダグループルノーグループ²、ステランティス（旧 FCA）、ステランティス（旧 PSA）²、及びフォルクスワーゲン AG、並びに次の5つの各国自動車産業団体（National Automotive Industry Associations）：ANFIA, AIAG, FIEV, SMMT 及び VDA、で構成される。</p> <p>2019年10月、IATF は、IATF 新メンバーとしてジャガー・ランドローバー（JLR）を迎え入れた。 ¹²</p> <p>まえがきの他のすべての段落については、本 SI による変更はない。</p> <p>変更の理由：</p> <p>¹ IATF OEM 企業の名称を最新のものに合わせた表記とし、新メンバーとして JLR を追加、及び、IATF ウェブサイトのメンバーリストに合わせて FCA を1つの会社に統合。</p> <p>² 新メンバーとしてジューリーグループを追加、ステランティスの設立、ルノーグループの名称変更に合わせて OEM リストを変更、及び National Automotive Industry Associations を公開名に合わせた。</p> <p>³ 新メンバーとして IVECO グループを追加、及びダイムラー AG はメルセデス・ベンツ・グループ AG に名称変更。</p>
<p style="text-align: center;">10 改訂</p>	<p style="text-align: center;">現地審査活動の実施 5.8</p>	<p>各現地審査（ステージ2審査、サーベイランス審査、更新審査、及びCB変更審査）には少なくとも次の事項の調査及び評価を含めること。</p> <p>a)...j)</p> <p>k) 顧客固有要求事項に関する情報及び証拠。これには審査される顧客固有品質マネジメントシステム要求事項を含める。顧客固有要求事項は3年の審査サイクルの中で、効果的に実施されていることをサンプリング調査すること、そして審査された要求事項の具体的な記録を保持すること。IATFの自動車メーカーメンバー（BMWグループ、FCA US LLC¹、ダイムラーAG³、FCA イタリア Spa¹、²フォード・モーター・カンパニー¹、ジューリーグループ²、ゼネラルモーターズ、IVECO グループ³、ジャガー・ランドローバー（JLR）リミテッド¹、メルセデス・ベンツ・グループ AG³、ダグループ¹ PSA ダグループ、ダグループルノーグループ²、ステランティス（旧</p>



番号	参照ルール	公式解釈
		<p>FCA）、ステランティス（旧 PSA）²、及び フォルクスワーゲン AG）が発行する顧客固有要求事項に対して優先権が与えられること。</p> <p>注：これらのIATF自動車メーカーの顧客固有要求事項は、IATF自動車メーカー固有要求事項、契約条項、サービス水準合意事項、SQA手順書などの様式で発行され得る。</p> <p>l)...r)</p> <p>5.8 項の他のすべての段落については、本 SI による変更はない。</p> <p>変更の理由:</p> <p>¹ IATF OEM 企業の名称を最新のものに合わせた表記とする。このルール要求事項にJLRを編入。</p> <p>² ジーリーグループの編入、ステランティスの設立及びビルノーグループの名称変更に従って、本ルール要求事項中の社名を変更。</p> <p>³ 新メンバーとして IVECO グループを追加、及びダイムラー AG はメルセデス・ベンツ・グループ AG に名称変更。</p>
<p>11 改訂</p>	<p>審査報告書の作成 5.10</p>	<p>審査報告書案及び／又は最終審査報告書を作成する際、審査チームは IATF CARA（共通審査報告書アプリ）報告書作成ツールを使用すること¹。入力必須項目のすべてに記入すること²。</p> <p>審査チームは、審査中に集められたすべての情報及び審査の証拠を分析すること、そして審査結論について合意すること。審査機関は、各生産事業所又は遠隔地支援機能の審査終了会議において、依頼者に対して審査報告書（案又は最終）を発行すること。審査報告書案には、すべての不適合の記述、改善の機会（条項5.9参照）、及び審査機関認証判定機能に対する審査チームの推奨を含めること。メジャー不適合が発行された場合、審査チームは依頼者に対し、該当する認証取下プロセスで要求される、以降のステップ及びタイミングを説明すること。</p> <p>審査機関は、各審査から15暦日以内に、IATF CARA 不適合（NC）マネジメントアプリのリンク先を含む、最終審査報告書を発行すること。最終審査報告書は、依頼者の経営代表者から受領確認を得ること（例：手書きの署名、日付の入った電子メール等によって）。</p> <p>最終審査報告書は ISO 17021 に示される関連ガイダンスに基づくこと、そして次の情報を含むこと。</p>

番号	参照ルール	公式解釈
		<p>a) 適用範囲、製品、及び、審査サイクル中にその要求事項が審査された自動車産業顧客すべてのリスト</p> <p>b) 生産事業所の総従業員数、これには常勤、パートタイマー、契約、日雇い労働者の平均人数、及び臨時従業員を含む。拡張製造事業所を伴う単一事業所の認証構造に対しては、各事業所の従業員数の総数は別々に特定すること。</p> <p>c) すべての自動車産業顧客のリスト、及び適用される顧客固有要求事項があればその最新版の日付</p> <p>d) IATF自動車メーカーから依頼者の製造事業所に与えられたサプライヤーコードのリスト</p> <p>e) IATF自動車メーカー顧客に対する依頼者のパフォーマンス（すなわち製品品質、引渡し、及び特別状態）の総括、及びパフォーマンスが満たされていない場合に実施された処置についての情報の記述</p> <p>f) 審査されたプロセスの総括（附属書1.1の表を参照）及び審査された各プロセスのパフォーマンスについての情報の記述（すなわち明確に定められた目標、ターゲット、及び現在のパフォーマンス）。これには、審査された他の生産事業所及び／又は遠隔地部門における支援プロセス／支援されるプロセスとの相互作用の記述を含む。</p> <p>g) 審査された製造プロセスの総括（附属書1.2の表を参照）</p> <p>h) 審査プロセスの間に証拠で裏付けられた不適合及び改善の機会</p> <p>i) 審査チームメンバーの氏名、及び該当する場合、利用した技術専門家及び通訳の氏名</p> <p>j) 不適合の、IATF 16949 関連条項 及び 依頼者の品質マネジメントシステム、との参照</p> <p>k) この報告書の一部に遠隔地支援機能が含まれる場合、報告書には、それらの住所、部門、それが支援する生産事業所のリスト、及び審査された相互作用について説明する記述を含めること。</p>

番号	参照ルール	公式解釈
		<p>l) 条項5.2.hが適用される場合、条項5.2.hを満たしているとする状況の妥当性確認に関する要旨の記述</p> <p>m) 審査機関の認証判定機能に対する審査チームの推奨</p> <p>n) 最終審査計画書のコピー（条項 5.7.2参照）</p> <p>o) 拡張製造事業所を伴う単一事業所の認証構造に対しては、報告書には、すべての生産事業所の完全な住所、主たる製造事業所の特定、及びすべての事業所をカバーする完全な認証適用範囲を含めること。報告書には、拡張事業所認証構造を持つ単一事業所を正当とする理由及び現在の状況の妥当性を含めること（条項5.8.r.参照）。</p> <p>遠隔地支援機能の最終審査報告書には、その部門が支援している生産事業所のリスト、及び審査された相互作用の記述を含めること。¹</p> <p>変更の理由：</p> <p>¹IATF 共通審査報告書アプリ（CARA）のリリースに伴い、報告書の全内容は自動で管理されるようになるため、報告書内容の詳細は削除された。</p> <p>²CARA 審査報告書における入力必須項目に関する要求事項についての審査機関の理解を確実にするため。</p>

番号	参照ルール	公式解釈
12	審査所見 5.9	<p>審査チームは認証判定プロセスを支援するために、適合及び検出された場合には不適合の両方について、審査基準と共に記録すること（条項 5.12参照）。</p> <p>不適合のある場合、審査チームはその不適合及びそれを裏付ける審査証拠を特定し、CARA（共通審査報告書アプリ）ツール内のIATF 不適合（NC）マネジメント書式を使用して、依頼者に報告すること。不適合が特定された場合、審査チームは条項10.0の定義に従って、各不適合をメジャー又はマイナーのいずれかに分類すること。特定された不適合を改善の機会として報告しないこと、また審査中には解決済みとしないこと。</p> <p>不適合は、次の 34 つの明瞭な部分に文書化すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不適合の記述 2. 要求事項、又は要求事項の特定の引用 3. 不適合の記述を裏付ける、及び不適合の分類を正当とする、観察された客観的証拠 4. 不適合の分類を正当とする理由 <p>注：1つの不適合には、同一 IATF 16949 条項内の 2つ以上の「shall」要求事項を含めてもよい。</p> <p>審査チームは、特定された不適合に対処するための具体的な解決策を依頼者に対して推奨しないこと。適合している場合、良好な側面又は改善の機会の特定を審査チームに許可することは、審査機関の自由裁量によるものとするを特定してもよい（条項10.0参照）。</p> <p>変更の理由：</p> <p>IATF CARA（共通 CB 審査報告書アプリ）ツールのリリースに合わせて更新。CARA では各 NC に対して2つ以上の IATF 条項を選択することが許されないため、注を修正。</p>

番号	参照ルール	公式解釈
13	<p>不適合マネジメント 5.11</p> <p>メジャー不適合に 対する依頼者の責任 5.11.1</p> <p>及び</p> <p>マイナー不適合に対す る依頼者の責任 5.11.2</p>	<p>5.11 不適合マネジメント</p> <p>依頼者及び審査機関は、以下に詳述するように不適合の効果的な解決をマネジメントする責任を有する。CB 審査チームと依頼者との間での各不適合に関する対応のやり取りには、IATF CARA 不適合 (NC) マネジメント書式及びアプリケーションツールを使用すること。</p> <p>5.11.1 メジャー不適合に対する依頼者の責任</p> <p>審査機関は依頼者に対し、次のものに関する証拠を、生産事業所審査終了会議から最長20暦日以内に提出するように要求すること。</p> <p>a) 実施された是正</p> <p>b) 根本原因（用いられた方法、分析、及び結果を含む）</p> <p>審査機関は依頼者に対し、次のものに関する証拠を、生産事業所審査終了会議から最長60暦日以内に提出するように要求すること。</p> <p>c) 各不適合を除去するために実施されたシステム的な是正処置、これには他の類似のプロセス及び製品に対する影響についての考慮も含む。</p> <p>d) 実施された是正処置の有効性の検証</p> <p>5.11.2 マイナー不適合に対する依頼者の責任</p> <p>審査機関は依頼者に対し、次のものに関する証拠を、生産事業所審査終了会議から最長60暦日以内に提出するように要求すること。</p> <p>a) 実施された是正</p> <p>b) 根本原因（用いられた方法、分析、及び結果を含む）</p> <p>c) 各不適合を除去するために実施されたシステム的な是正処置、これには他の類似のプロセス及び製品に対する影響についての考慮も含む。</p> <p>d) 実施された是正処置の有効性の検証</p> <p>変更の理由：</p> <p>IATF CARA（共通 CB 審査報告書アプリ）及びIATF CARA NC マネジメントツールの使用を組</p>

番号	参照ルール	公式解釈
		<p>込むため更新。ルール 5.11.1 及び 5.11.2 については、CARA の実施による変更なし。</p>
<p style="text-align: center;">14 改訂</p>	<p style="text-align: center;">審査機関の責任 5.11.3</p>	<p>生産事業所審査終了会議から最長90暦日以内に、審査機関は、依頼者から提供された IATF CARA 不適合書式中の¹ 提出された情報をレビューし、その受容れ可能性に関する判定を下すこと。</p> <p>受容れ可能である場合、不適合はアクセプトされ² 解決済みと見なす² とすること。そして審査機関は特定された是正処置の効果的な実施について、次回の審査で検証すること（条項 5.2 及び 5.11.5 参照）。ただし、これは特別審査が実施されなかった場合のことである（条項 5.11.4 及び 7.2 参照）。</p> <p>受容れ可能とされない場合、審査機関は依頼者の未解決の問題を、審査終了会議から最長90暦日以内に決定すること。解決できない場合、当該の不適合対応をリジェクトと見なすこと。その¹ 最終審査結果は不合格と分類し、それに従って¹ IATF データベースを更新すること。認証の判定は認証不可とすること（条項 5.12 a-d 参照）、そして依頼者は初回登録審査（ステージ1 準備状況レビュー、及びステージ2）からやり直すこと。現行の有効な登録証は直ちに¹ 取消とすること。</p> <p>生産事業所審査終了会議から最長90暦日以内に是正処置の実施を完了できなかった場合の例外処置として、次の条件が満たされる場合、審査機関はその不適合を、未解決ではあるが¹ 未解決ではあるが² 100% 解決でのアクセプト² とみなすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 顧客のリスクを防ぐため、その状況の封じ込めを行っている。これには依頼者のプロセスに対する体系的な影響のレビューを含める。 b) 不適合の状態が取り除かれたことを実証する、受容れ可能な処置計画、指示書、記録の文書化された証拠、これには依頼者のプロセスに対する体系的な影響のレビューを含める。 c) 受容れられた対応処置計画に基づき、次回審査に先立って、日程計画された現地特別審査（条項 7.2 参照）。 d) 100% 解決と判定された場合、審査機関はそれを正当とする理由の記録を維持すること。

番号	参照ルール	公式解釈
		<p>審査機関は次回の審査（条項 5.2参照）で、特定された是正処置の効果的な実施を検証すること。</p> <p>変更の理由：</p> <p>¹ IATF CARA（共通 CB 審査報告書アプリ）及び IATF CARA NC マネジメントツールのリリースに合わせて更新。CARA の用語では、現行の用語、未解決だが100%解決、ではなく、「受容れられたが 100% 解決」と表現されるため、100% 解決に関する用語を更新。</p> <p>² 運用上の変更により、最初の用語に戻す。</p>
15	<p>メジャー不適合の 現地検証 5.11.4</p> <p>及び</p> <p>マイナー不適合の 現地検証 5.11.5</p>	<p>5.11.4 メジャー不適合の現地検証</p> <p>メジャー不適合の場合、審査機関は是正処置の検証のために現地特別審査を行うこと（条項 7.2参照）。現地検証は特別審査とみなすこと（条項 7.2参照）そして、生産事業所審査終了会議から最長90暦日以内に完了すること。</p> <p>メジャー不適合に対する受容れられた是正処置が効果的に実施されていないことが判明した場合、審査結果を不合格とすること、そしてIATF データベースを更新すること。認証は取消される（条項 8.4参照）。</p> <p>審査機関は是正処置の検証が完了した後、依頼者に対して補足特別審査報告書を発行すること、そしてその報告書には各不適合の詳細な検証内容を含めること。</p> <p>5.11.5 マイナー不適合の現地検証</p> <p>生産事業所審査終了会議から最長90暦日以内に行われる、マイナー不適合に対する是正処置の現地検証は、審査機関の知識及び経験に基づいた自由裁量とする。</p> <p>マイナー不適合に対する受容れられた是正処置計画が効果的に実施されていないことが判明した場合、その是正処置プロセスに対して新たなメジャー不適合を発行すること（IATF 16949, 条項 10.2参照）、そして以前のマイナー不適合はメジャー不適合として再発行すること。</p> <p>審査機関は是正処置の検証が完了した後、依頼者に対して補足特別審査報告書を発行すること、そしてその報告書には各不適合の詳細な検証内容を含めること。</p> <p>変更の理由：</p>

番号	参照ルール	公式解釈
		<p><i>IATF CARA (共通 CB 審査報告書アプリ) 及び IATF CARA NC マネジメントツールのリリースに合わせて更新。</i></p>
<p>16</p>	<p>審査工数の決定 5.2</p>	<p>審査機関は、最小審査工数を決定するための文書化されたプロセスを持つこと。そして、審査機関は、各依頼者に対して、依頼者のマネジメントシステムに対する完全かつ効果的な審査を計画し、完了させるために必要な審査工数を決定すること。</p> <p>審査機関は、初回登録ステージ2審査及び各サーベイランス審査の最小審査工数を決定するために表5.2を用いること。また、表5.2は更新審査の最小審査工数を決定するために用いられること。審査機関の決定した合計審査工数及びその決定を正当とする理由を、各審査毎に記録すること。</p> <p>審査機関は、審査工数の決定に際し、とりわけ次の事項について考慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) ... f) g) 総審査工数の最大10% 15%を、審査報告書の作成時間として割り当ててもよい。 h) ... q) <p>変更の理由：</p> <p><i>IATF CARA (共通 CB 審査報告書アプリ) 及び IATF CARA NC マネジメントツールの使用に合わせて更新。ルール 5.2 a) – f), h) – q) 及び表 5.2 については変更なし。</i></p>
<p>17</p>	<p>認証の記録 9.1</p>	<p>審査機関は、すべての依頼者に対する審査及び他の認証活動に関する記録を維持すること。これには、申請書を提出したすべての組織、並びに、審査を受け、認証登録された、もしくは認証の一時停止、取消又は辞退となったすべての依頼者を含めること。</p> <p>審査機関は次の記録を維持すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 申請情報、これには見積書、審査工数及び1審査工数当たり審査料を含む。 b) 初回登録審査、サーベイランス審査、更新審査、及びCB変更審査、及び特別審査の報告書、これには依頼者のプロセスが IATF 16949の要求事項すべてに対処していることを示す証拠を含む。

番号	参照ルール	公式解釈																																																						
19	<p>附属書 1.2</p>	<p>附属書 1.2 –製造のすべてのシフトに対する審査の検証表の例</p> <table border="1" data-bbox="745 319 1917 603"> <thead> <tr> <th rowspan="2">製造プロセスの名称</th> <th rowspan="2">操業シフト</th> <th colspan="6">審査サイクル</th> </tr> <tr> <th>登録/更新</th> <th>サーベイランス 審査1回目</th> <th>サーベイランス 審査2回目</th> <th>サーベイランス 審査3回目</th> <th>サーベイランス 審査4回目</th> <th>サーベイランス 審査5回目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレス加工</td> <td>1,2,3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>溶接</td> <td>1,2,3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>熱処理</td> <td>1,2,3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>1,2,3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>組立</td> <td>1,2,3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この例におけるシフトの操業時間は次の通り：</p> <ul style="list-style-type: none"> シフト 1 (6.00 a.m. – 2.00 p.m.) シフト 2 (2.00 p.m. – 10.00 p.m.) シフト 3 (10.00 p.m. – 6.00 a.m.) <p>注 1： 審査機関は、3年間の審査サイクルの各審査において、各製造プロセスのどのシフトを審査したかを示すこと。</p> <p>注 2： 附属書 1.2 の表と同等の表が IATF CARA（共通 CB 審査報告書アプリ）ツールに組込まれており、CARA でこの表を完成させることが要求される。</p> <p>変更の理由：</p> <p>附属書 1.2 の表と同等の表が、新規 IATF CARA（共通 CB 審査報告書アプリ）ツールに埋込まれている。</p>	製造プロセスの名称	操業シフト	審査サイクル						登録/更新	サーベイランス 審査1回目	サーベイランス 審査2回目	サーベイランス 審査3回目	サーベイランス 審査4回目	サーベイランス 審査5回目	プレス加工	1,2,3							溶接	1,2,3							熱処理	1,2,3							塗装	1,2,3							組立	1,2,3						
製造プロセスの名称	操業シフト	審査サイクル																																																						
		登録/更新	サーベイランス 審査1回目	サーベイランス 審査2回目	サーベイランス 審査3回目	サーベイランス 審査4回目	サーベイランス 審査5回目																																																	
プレス加工	1,2,3																																																							
溶接	1,2,3																																																							
熱処理	1,2,3																																																							
塗装	1,2,3																																																							
組立	1,2,3																																																							
20 改訂	<p>適合書簡紙の判定 5.14.1</p>	<p>この適合書簡紙は、次の場合、審査機関によって発行され得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 依頼者はステージ1準備状況レビュー（条項6.5参照）に必要な情報を提供することができる。この情報には内部及び外部パフォーマンスデータ、並びに完全な1サイクル分の内部監査及びマネジメントレビューが含まれるが、内部監査及びパフォーマンスデータが12ヶ月分に満たない。 該当する生産事業所は IATF CARA（共通 CB 審査報告書アプリ）ツールを使用して¹初回審査（ステージ1準備状況レビュー及びステージ2）を完了しており、未解決の不適合がない。 																																																						



番号	参照ルール	公式解釈
		<p>c) 拒否権保有者による承認を得た（条項 4.1 参照）。</p> <p>審査機関は、ステージ 2 生産事業所審査終了会議から 20 暦日以内に、すべての必要な審査データを IATF データベースに入力すること。この情報は規定の書式に英語で入力すること。</p> <p>審査機関は、判定内容を依頼者に通知すること、そして適合書簡紙を依頼者に発行すること。適合書簡紙の情報は、判定から 7 暦日以内に、IATF データベースに、規定の書式に英語で入力すること。適合書簡紙は、適合書簡紙の情報の入力から 20 暦日以内に、IATF データベースにアップロードすること。²</p> <p>変更の理由：</p> <p>¹ IATF CARA（共通 CB 審査報告書アプリ）ツールのリリースに合わせて更新。</p> <p>² IATF データベースへの適合書簡紙（LoC）ステージ 2 審査データ及び LoC 情報の入力を要求する、IATF データベースの新規プログラム導入に合わせて更新。</p>
21	用語及び定義 10.0	<p>10.0 用語及び定義</p> <p>良好な側面（Positive aspect）</p> <p>良好な側面とは、IATF 16949 審査の実施中に CB 審査員によって依頼者の品質マネジメントシステム内で観察された、強み／優良な実務の実践をいう。</p> <p>変更の理由：</p> <p>IATF CARA（共通 CB 審査報告書アプリ）ツールでは良好な側面の記録が可能のため、このツールのリリースに合わせて、新たな用語の定義が作成された。</p>

番号	参照ルール	公式解釈
22	不適合マネジメント 2.4.3	<p>不適合は事務所審査又は立会審査のいずれかにおいて発行され得るが、また、パフォーマンスに関連する問題、IATFメンバーから受領した苦情、又は本ルールに対する違反による特別不適合としても発行され得る。</p> <p>審査機関は、管轄監督機関から自機関に対して発行された不適合に対処するために、IATF CB 問題解決マニュアルの要求事項に従うこと。</p> <p>不適合が発行された場合、審査機関はその状況について、直ちに問題の調査及びリスクに基づく分析を実施すること。この分析(問題調査)には、不適合のレビュー、及びその不適合が審査機関のすべての地域事務所、すべての審査員、及びすべての受審済みの依頼者全体に与える影響のレビューを含めること。</p> <p>メジャー不適合の場合、この問題調査及び分析は、問題の特定及び定義の記述、是正(封じ込め)、必要な場合には封込め処置を含める導き出すものであること、そして、不適合の発行日から最長20暦日以内に完了して、管轄のIATF監督機関に提出すること。</p> <p>不適合の発行日から最長90暦日以内に、審査機関は分析(問題調査)、是正(必要な場合)、根本原因分析、システム的な是正処置、及び効果的な実施の検証に関する次の証拠を、管轄IATF監督機関に承認のため、提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 問題調査(マイナー不適合の場合) - 問題の特定及び定義の記述(マイナー不適合の場合) - 是正及び必要な場合には封込め処置(マイナー不適合の場合) - 根本原因分析(メジャー不適合及びマイナー不適合の場合) - 是正処置(メジャー不適合及びマイナー不適合の場合) - 是正処置の有効な実施の検証(メジャー不適合及びマイナー不適合の場合) <p>管轄IATF監督機関は、とられた是正処置の効果的な実施について検証すること。検証は特別審査、次の事務所審査、又は立会審査で行われる場合もある。</p> <p>審査機関が是正処置の実施の証拠を提出できない場合、又はメジャー不適合を、その不適合の発行日から90暦日以内に解決できない場合、管轄IATF監督機関はその審査機関の承認取消プロセス(条項2.5参照)を開始すること、そして特別監視活動を実施すること。ただし、例外的かつ正当化された状況において、管轄IATF監督機関が当該のタイミング要求事項を免除している場合には、この限りではない。</p>

番号	参照ルール	公式解釈
		<p>IATFは是正処置フォローアップに応じて、又はパフォーマンスに基づいて、追加処置（例：特別立会審査、又は事務所審査）を講じる権利を留保する。</p> <p>注：「パフォーマンスに基づいて」とは、IATF自動車メーカーメンバーからの審査実施の直接の要請と理解すること。この審査は、管轄IATF監督機関による立会審査であるべきである。</p> <p>変更の理由：</p> <p>発行された IATF CB 問題解決マニュアルの参照を加えるため。このマニュアルは、管轄 IATF 監督機関から発行された不適合に対する審査機関の対応がよりタイムリーなものとなり、その受容れ可能性が向上することを目的として作成された。また、他のルール要求事項の表記と合わせるべく、表現を変更した。</p>
23	<p>マネジメントシステム要求事項 2.6</p>	<p>審査機関の 契約事務所は、是正処置及び予防処置の計画も含めた効果的な不適合マネジメントに関する、文書化されたプロセスの確立についての責任を有すること。このプロセスは、顧客苦情、内部苦情、内部立会監査及び内部システム監査、並びに外部審査に続いて開始すること、そして管轄 IATF 監督機関から発行された不適合のマネジメントに関する固有要求事項を含めること（条項 2.4.3 参照）。</p> <p>このSIによって、条項 2.6 のこれ以外のすべての段落が変更されることはない。</p> <p>変更の理由：</p> <p>審査機関は、自機関の文書化された不適合マネジメントプロセスの中に、管轄 IATF 監督機関から発行された不適合のマネジメントに関する固有要求事項を含めなければならないことを明確にするため。</p>
24	<p>レビューへの インプット 2.7.1</p>	<p>インプットにはIATF 16949認証プロセスに関与するすべての事務所に固有の情報を含めること、そして次の事項に関連する情報を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 目標の達成 b) 内部監査及び外部審査の結果、これには是正処置のタイムリーさ、及び有効性、及び管轄IATF 監督機関から発行された不適合への問題解決対応の受容れ可能性及びタイムリーさに関するパフォーマンスデータも含める。 c) 依頼者、利害関係者、及びIATF自動車メーカーからのフィードバック d) 異議申立及び苦情の件数、タイムリーさ、及び状況 e) 月次IATFデータベース正確性チェック中に発見された問題の要旨（条項 9.1参照）

番号	参照ルール	公式解釈
		<p>f) IATFデータベースのKPIの状況</p> <p>g) 認証判定の状況及び結果</p> <p>h) 継続的能力開発（CPD）を満たしている審査員の状況</p> <p>i) 内部立会監査の状況及び結果</p> <p>j) 審査毎に挙げられた不適合の件数及び分類（すなわち、メジャー／マイナー）の分析，並びにソフトな審査及びソフトな格付けの証拠に対処するための処置</p> <p>k) 特別免除要請の分析</p> <p>l) 予防処置及び是正処置の状況</p> <p>m) 公正さ保護委員会からのフィードバック</p> <p>n) マネジメントシステムに影響を与え得る内部的及び外部の変更</p> <p>o) 以前のマネジメントレビューからの処置の状況</p> <p>変更の理由：</p> <p><i>IATF CB 問題解決マニュアルの発行目的には，管轄 IATF 監督機関から発行された不適合に対する審査機関の対応のタイムリーさ及び受容れ可能性の向上が含まれる。ゆえに，審査機関は，マネジメントレビューへのインプットとして，関連するパフォーマンスデータを含める必要があり，要求される場合には，適切な改善処置を開始する必要がある。</i></p>

番号	参照ルール	公式解釈
25	資源要求事項 4.0	<p>審査機関は、その機関が活動するそれぞれの地域にふさわしい、IATF 16949 認証活動に関連する各機能に必要なとされる力量を決定するためのプロセスを持つこと。審査機関は、特定の機能の実施に先立って、次に示される事項を含む力量の実証手段を決定すること。ただしこれらに限定されるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 拒否権保有者 b) IATF 16949 審査員（審査員候補者を含む） c) IATF データベース入力担当者 d) 内部立会監査員 e) 内部システム監査員 f) 技術専門家 g) 不適合マネジメントに関与する人々（条項 2.4.3 参照） <p>変更の理由：</p> <p>管轄 IATF 監督機関から発行された不適合に対処するべく、審査機関は不適合マネジメントプロセスに関与する人々に対する力量要求事項を決定し、適切な教育訓練を提供することを確実にするため。</p>
26	審査工数の決定 – 5.2	<p>a) ... p) 及び条項5.2 のすべてのその他の段落には変更なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> q) 審査の前又は審査中に、生産事業所の従業員の総数に変更になった場合、最小審査工数を再計算すること。最小審査工数が増加又は減少した場合、その変更を今回の審査に適用すること。記録を維持すること。 r) 依頼者が IATF OEM スコアカードで規定される IATF OEM 品質及び／又は納入ターゲットを満たしていない場合、審査機関は次の表に示される時間数を総審査工数に加算すること。増加分の審査時間数は、満たされていない IATF OEM 品質及び／又は納入ターゲットに係る是正処置、及び類似プロセス／製品への関係するリスク、のレビューに使用すること。ただし、

番号	参照ルール	公式解釈															
		<p>依頼者が品質及び／又は納入パフォーマンス問題に対する是正処置の有効な実施の証拠を提供できる場合、これを唯一の例外とし、この場合に限り、審査工数の増加は適用されない。この審査時間数の増加分は、許容されるすべての工数削減が適用された後、かつ、5.2 p)に従って切上げを行う前、に決定すること。この増加分は、現行の審査に適用されること。</p> <table border="1" data-bbox="848 461 1906 711"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">品質及び／又は納入ターゲットが満たされていない IATF OEM 顧客の数</th> </tr> <tr> <th>従業員数</th> <th>IATF OEM 顧客の数 1-2</th> <th>IATF OEM 顧客の数 3以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>< 500 人</td> <td>4時間</td> <td>6時間</td> </tr> <tr> <td>500 – 3000 人</td> <td>5時間</td> <td>7時間</td> </tr> <tr> <td>> 3000 人</td> <td>6時間</td> <td>8時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>通常の審査工数に追加される最小審査時間数の表</p> <p>注 1： この審査工数の増加はサーベイランス審査、CB 変更審査、及び更新審査に対してのみ適用される。</p> <p>注 2： この要求事項は、被審査組織が IATF OEM の場合には適用されない。</p> <p>注 3： 全社登録制度の場合、審査工数の増加は、IATF OEM 品質及び／又は納入ターゲットが満たされていない製造事業所に対してのみ適用される。</p> <p>変更の理由： リスクに基づく審査工数の計算方法を支援するため、IATF は認証取得組織に対する変更の実施を決定した。これにより、IATF ルール第5版 要求事項 5.8 h) の実施支援として、審査機関は、組織の顧客をリスクにさらすパフォーマンス問題だけに集中して審査する時間をより多くとることが可能となる。</p>		品質及び／又は納入ターゲットが満たされていない IATF OEM 顧客の数		従業員数	IATF OEM 顧客の数 1-2	IATF OEM 顧客の数 3以上	< 500 人	4時間	6時間	500 – 3000 人	5時間	7時間	> 3000 人	6時間	8時間
	品質及び／又は納入ターゲットが満たされていない IATF OEM 顧客の数																
従業員数	IATF OEM 顧客の数 1-2	IATF OEM 顧客の数 3以上															
< 500 人	4時間	6時間															
500 – 3000 人	5時間	7時間															
> 3000 人	6時間	8時間															

番号	参照ルール	公式解釈
27	審査計画 – 5.7.2	<p>審査機関は、顧客へのリスク、パフォーマンスの傾向、及びプロセスのクリティカルさに基づいて優先順位の高いクリティカル領域を決定するために、依頼者から提供された必要情報（条項5.7.1参照）の分析に責任を持って着手すること。</p> <p>この分析により審査工数の調整（5.2 r 参照）が必要となる場合もあろう。</p> <p>5.7.2 の以降の部分には変更なし。</p> <p>変更の理由：</p> <p>リスクに基づく審査工数の計算方法を支援するため、IATF は認証取得組織に対する変更の実施を決定した。審査計画の条項に対するこの更新は、SI 26 に基づいた新たな条項 5.2 r) を支援するためのものである。</p>

番号	参照ルール	公式解釈																																				
<p style="text-align: center;">28</p>	<p style="text-align: center;">審査計画策定プロセスからのアウトプットを文書化するための表 附属書 3</p>	<p style="text-align: center;">附属書 3 –審査計画策定プロセスからのアウトプットを文書化するための表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">審査員のみが記入を完了すべき情報</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">依頼者が計画策定のための事前情報を提出した日付</td> <td>日付：</td> </tr> <tr> <td>審査計画書の発行前に、計画策定に必要な事前情報を依頼者から供給されたか（ルール 条項 5.7.1参照）？</td> <td> <input type="checkbox"/> はい。審査計画書の発行前に、依頼者から完全なデータが提供された。 <input type="checkbox"/> いいえ。審査計画書の発行前に、依頼者から完全なデータのすべてが提供されてはいなかった。開始会議に先立ち、不足情報評価のための時間の追加が必要とされる。この活動について審査計画書で示すこと、またこの時間は総審査工数に追加され、通常の8時間からなる1営業日に追加される。 </td> </tr> <tr> <td>審査計画書が発行された日付</td> <td>日付：</td> </tr> <tr> <td>内部パフォーマンスデータ（前回の審査以降）</td> <td>詳細：</td> </tr> <tr> <td>顧客パフォーマンスデータ（前回の審査以降）</td> <td>詳細：</td> </tr> <tr> <td>顧客満足及び苦情の総括（前回の審査以降）</td> <td>詳細：</td> </tr> <tr> <td>顧客特別状態におかれた状況（前回の審査以降）</td> <td>詳細：</td> </tr> <tr> <td>依頼者は、品質及び納入パフォーマンスの状態を示す最新の IATF OEM 報告書及び/又はスコアカードの情報を提供したか？</td> <td><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 適用外</td> </tr> <tr> <td>IATF OEM の目標/ターゲットは満たされていたか？満たされていない場合、審査工数再計算の可能性があるので、ルール 5.2 r) を参照。</td> <td><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 適用外</td> </tr> <tr> <td>内部監査の結果</td> <td>詳細：</td> </tr> <tr> <td>マネジメントレビューの結果</td> <td>詳細：</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">リモート審査のみ</td> </tr> <tr> <td>依頼者は COVID-19 に関連する追加の審査計画策定情報を提出したか？</td> <td><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</td> </tr> <tr> <td>審査計画策定に関するすべての IATF リモート審査要求事項は完了しているか？</td> <td><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">更新審査のみ</td> </tr> <tr> <td>現行の審査サイクルのサーベイランス審査報告書をレビューし、高い優先順位を付けるべき領域を特定する</td> <td>詳細：</td> </tr> <tr> <td>事前計画が審査員自身の審査計画書に与えた影響について記述し、高い優先順位を付けるべき問題をリストアップする</td> <td>調査すべき問題</td> </tr> </table> <p>変更の理由：</p> <p>審査計画策定からのアウトプットをルール 5.2 r) のリスクに基づく審査工数計算法と一致させるため、及び IATF COVID-19 対応策 改訂 5版によるリモート審査を使用するため。</p>	審査員のみが記入を完了すべき情報		依頼者が計画策定のための事前情報を提出した日付	日付：	審査計画書の発行前に、計画策定に必要な事前情報を依頼者から供給されたか（ルール 条項 5.7.1参照）？	<input type="checkbox"/> はい。審査計画書の発行前に、依頼者から完全なデータが提供された。 <input type="checkbox"/> いいえ。審査計画書の発行前に、依頼者から完全なデータのすべてが提供されてはいなかった。開始会議に先立ち、不足情報評価のための時間の追加が必要とされる。この活動について審査計画書で示すこと、またこの時間は総審査工数に追加され、通常の8時間からなる1営業日に追加される。	審査計画書が発行された日付	日付：	内部パフォーマンスデータ（前回の審査以降）	詳細：	顧客パフォーマンスデータ（前回の審査以降）	詳細：	顧客満足及び苦情の総括（前回の審査以降）	詳細：	顧客特別状態におかれた状況（前回の審査以降）	詳細：	依頼者は、品質及び納入パフォーマンスの状態を示す最新の IATF OEM 報告書及び/又はスコアカードの情報を提供したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 適用外	IATF OEM の目標/ターゲットは満たされていたか？満たされていない場合、審査工数再計算の可能性があるので、ルール 5.2 r) を参照。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 適用外	内部監査の結果	詳細：	マネジメントレビューの結果	詳細：	リモート審査のみ		依頼者は COVID-19 に関連する追加の審査計画策定情報を提出したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	審査計画策定に関するすべての IATF リモート審査要求事項は完了しているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	更新審査のみ		現行の審査サイクルのサーベイランス審査報告書をレビューし、高い優先順位を付けるべき領域を特定する	詳細：	事前計画が審査員自身の審査計画書に与えた影響について記述し、高い優先順位を付けるべき問題をリストアップする	調査すべき問題
		審査員のみが記入を完了すべき情報																																				
依頼者が計画策定のための事前情報を提出した日付	日付：																																					
審査計画書の発行前に、計画策定に必要な事前情報を依頼者から供給されたか（ルール 条項 5.7.1参照）？	<input type="checkbox"/> はい。審査計画書の発行前に、依頼者から完全なデータが提供された。 <input type="checkbox"/> いいえ。審査計画書の発行前に、依頼者から完全なデータのすべてが提供されてはいなかった。開始会議に先立ち、不足情報評価のための時間の追加が必要とされる。この活動について審査計画書で示すこと、またこの時間は総審査工数に追加され、通常の8時間からなる1営業日に追加される。																																					
審査計画書が発行された日付	日付：																																					
内部パフォーマンスデータ（前回の審査以降）	詳細：																																					
顧客パフォーマンスデータ（前回の審査以降）	詳細：																																					
顧客満足及び苦情の総括（前回の審査以降）	詳細：																																					
顧客特別状態におかれた状況（前回の審査以降）	詳細：																																					
依頼者は、品質及び納入パフォーマンスの状態を示す最新の IATF OEM 報告書及び/又はスコアカードの情報を提供したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 適用外																																					
IATF OEM の目標/ターゲットは満たされていたか？満たされていない場合、審査工数再計算の可能性があるので、ルール 5.2 r) を参照。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 適用外																																					
内部監査の結果	詳細：																																					
マネジメントレビューの結果	詳細：																																					
リモート審査のみ																																						
依頼者は COVID-19 に関連する追加の審査計画策定情報を提出したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																																					
審査計画策定に関するすべての IATF リモート審査要求事項は完了しているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																																					
更新審査のみ																																						
現行の審査サイクルのサーベイランス審査報告書をレビューし、高い優先順位を付けるべき領域を特定する	詳細：																																					
事前計画が審査員自身の審査計画書に与えた影響について記述し、高い優先順位を付けるべき問題をリストアップする	調査すべき問題																																					

番号	参照ルール	公式解釈
<p style="text-align: center;">29 改訂</p>	<p style="text-align: center;">適合書簡紙の内容 5.14.2</p>	<p>適合書簡紙の発行日は、適合していると判定された日であり、最長12ヶ月間有効である。適合書簡紙には、審査機関 LoC 番号、及び IATF LoC 番号の両方を含めること。¹IATF ロゴマーク及び IATF 登録証番号¹は適合書簡紙には記載しないこと。それゆえ、審査及び適合書簡紙は IATF データベースに入力しないこと。¹品質マネジメントシステムの一部となっており、審査された遠隔地支援部門又は拡張製造事業所の詳細を、適合書簡紙に含めること。²</p> <p>適合書簡紙は、登録証のように見えてはならない。</p> <p>適合書簡紙の定型書式は、IATF監督機関の承認を受けること。</p> <p>変更の理由：</p> <p>¹ IATF データベースへの適合書簡紙 (LoC) ステージ2 審査データ及び LoC 情報の入力を要求する、IATF データベースの新規プログラム導入に合わせて更新。</p> <p>² 適合書簡紙に列記しなければならない情報の明確化。</p>
<p style="text-align: center;">30</p>	<p style="text-align: center;">審査機関の 内部立会監査 プロセス 4.4</p>	<p>審査機関は内部立会監査のためのプロセスを持つこと。そのプロセスには次の規定を含めること。</p> <p>a) から i) は、条項 4.4 における変更なし。</p> <p>j) 審査機関の内部立会監査について、内部立会監査の対象となった審査の終了会議から 20 暦日以内に IATF データベース内に示す。</p> <p>変更の理由：</p> <p>新たに、IATFデータベースの機能が向上し、関連する審査記録の IATF データベース内で、内部立会監査について示すことが、審査機関に要求されることになった。</p>

番号	参照ルール	公式解釈
31	<p style="text-align: center;">依頼者による 変更の通知 3.2</p>	<p>審査機関は、依頼者が IATF 16949 認証要求事項を継続して満たすというマネジメントシステム能力に影響を及ぼし得る事柄について、遅滞なく審査機関に通知することを確実にするために、法的拘束力のある契約を結ぶこと。これには、例えば、次に関する変更が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 法的地位 b) 商業的状況（例：合弁会社，他の組織とのサブコントラクト） c) 所有権の状態（例：合併及び買収） d) 組織及びマネジメント（例：重要な経営管理者，意思決定者，又は専門スタッフ） e) 連絡先住所又は所在地 f) 認証されたマネジメントシステムに含まれる事業活動の適用範囲 g) IATF 自動車メーカーの特別状態（条項 8.0 及び 10.0 参照） h) 新たな IATF 承認審査機関への変更 <p>審査機関は、上記の変更に対して特別審査を行う必要がある場合がある（条項7.2参照）。</p> <p>依頼者が審査機関に変更の通知を怠った場合、法的拘束力のある契約に違反したと見なされ、メジャー不適合が発行されることとするべきである。審査機関は適切な処置をとること。</p> <p>変更の理由：</p> <p>依頼者の品質マネジメントシステムの能力に影響を与え得る変更について、審査機関が知るところとなった場合、その通知がなされた時期に関わらず、審査機関には適切な処置を取ることが要求されることを明確にするため。</p>